社会保険加入継続扱いを厚労省通知通り、前任用期間の終期後「数日の間」とすることに関する項目

今回の提案にあたっては、地方公務員法上の任用との関係や厚労省通知における「１日ないしは数日の間」と示された「数日」の取扱い、システム改修などの課題があり、関係者間で鋭意協議を行ってきたところ。

地方公務員法上の任用との関係については、平成27年7月に入ってから総務省から「厚年金保険及び健康保険の被保険者資格について、被保険者資格と地方公務員法における任用の考え方とは区別すべきもの」との見解が示され、数日の取扱いに関する年金機構からの回答が7月28日であったこと、それを踏まえたシステム改修の対応が確定したのが8月下旬であったこと、これらの状況を総合的に勘案した結果、今回、制度運用を変更することを組織として判断したもの。

なお、数日の取扱いに関しましては、府教委として、新学期のスタートとなる始業式までの期間を想定し、前任用期間の終期後9日以内を「数日の間」として取り扱うこととし、年金機構の近畿ブロック本部に確認したところ、問題ないとの回答があったので、府教委としてそのように取り扱うこととしたところ。

適用事業所の関係は従前どおりですが、適用事業所がかわる場合の具体的な例としては、任命権者が変わる場合が想定される。例えば、大阪府教育委員会の発令により枚方市で講師をされている方が、大阪市教育委員会の発令により大阪市で講師をされる場合、この場合、適用事業所は大手前年金事務所から市岡年金事務所に変わる。また、同じ枚方市で講師をされる場合でも、府費負担教職員から市費負担教職員に変わる場合、すなわち、任命権者が大阪府教育委員会から枚方市教育委員会に変わる場合、この場合も適用事業所は大手前年金事務所から枚方年金事務所に変わる。

また、「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格について、被保険者資格が継続しても地方公務員法における任用の考え方とは区別すべきもの」との総務省の見解を踏まえ、府教委としては、地方公務員法上における任用観点からは、任用は行政行為であり、発令がされて初めて任用の効力が生じるものでが、厚生年金保険及び健康保険の運用に限り、各学校長や各市町村教育委員会から府教委に対し任用の内申があった場合、継続扱いすることとしたもの。

共済組合の適用要件につきましては、地方公務員等共済組合法施行令第２条第５項に規定されている。